

京都バイオ計測プロジェクト設備等貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、産学公連携による共同研究と高度研究・技術人材育成等による京都の地域イノベーション推進を目的に、京都バイオ計測プロジェクトを実施するため、京都バイオ計測センターに設置する研究機器及び付帯施設（以下「設備等」という。）の貸付に関して、京都市公有財産及び物品条例、京都市物品会計規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(設備等の利用者)

第2条 京都市長は、企業又は研究者（以下「利用者」という。）が、共同研究、高度研究設備等の習熟及び技術者の育成を目的として利用する場合に設備等を貸し付けることができる。なお、設備等に空きがある場合は、単独での研究や製品開発を目的とする場合も設備等を貸し付けることができる。

- 2 利用者は、設備等の利用に当たって、本規程を含む関係法令及び諸規程を遵守するとともに、利用者以外の第三者への転貸を行ってはならない。
- 3 設備等を良好な状態に保つため、京都市長は、設備等の管理者（以下「管理者」という。）と協議のうえ、利用者の設備等運用能力を判断することができる。
- 4 前項で設備等運用能力が不十分であると判断された場合は、設備等運用能力のある技術者の支援の下でなければ設備等を利用することができない。

(設備等の管理者)

第3条 京都市長は、効率的かつ良好な設備等の運営のため、設備等の管理及び運用を委託する。

(利用時間)

第4条 設備等の利用時間は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 前項の利用時間には、利用のために要する準備時間及び設備等の原状回復に要する時間を含む。
- 3 前2項にかかわらず、管理者は、あらかじめ利用者に周知したうえで、設備等の維持管理等を目的として、設備等の利用の一部又は全部を一定期間休止することができる。

(設備等の利用)

第5条 利用者が設備等を利用する際には、第2条各項につき事前に管理者に相談したう

えて、管理者を経由して京都市長に設備等利用申請書（第１号様式）を提出しなければならない。

２ 京都市長は、管理者と協議のうえ、申請者に利用の承認を通知するものとする。

（設備等の貸付料）

第６条 利用者は、設備等の利用を終了した際には、設備等利用終了届（第２号様式）を提出しなければならない。

２ 利用者は、設備等を利用した場合は、京都市長が特に認めるときを除き、京都市長が発行する納付書により、貸付料を支払わなければならない。

３ 貸付料は、別表のとおりとする。

４ 第４条、第５条及び前３項の規定にかかわらず、京都市長は、管理者と協議のうえ、空き時間に他の利用者が利用できる旨を明らかにして特定の利用者に特定の設備等を長期間貸し付ける契約を締結することができる。この場合において、契約額は当該契約期間の設備等貸付料の合計額を上限として定めることができる。

５ 既納の貸付料は、還付しない。ただし、天災、その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により、設備等の貸付ができなくなったときはこの限りでない。

（設備等貸付簿）

第７条 利用者は、設備等の利用を開始及び終了した際に、設備等利用簿（第３号様式）に必要事項を記入しなければならない。

（損害賠償）

第８条 利用者は、故意又は過失により設備等を破損、滅失又は汚損させたときは、速やかに管理者に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（暴力団員等又は暴力団密接関係者であった場合の解除権）

第９条 管理者は、利用者が京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者に該当していたときは、利用を解除することができる。

（雑則）

第１０条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は産業観光局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２３年８月２６日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第6条関係）

設備等の名称	単位	市内企業		市外企業		京都及び 国の研究 者(注1)	京都及び国 の研究者以 外の研究者
		中小企業者	大企業	中小企業者	大企業		
液体クロマトグラフ精製装置	半日	3,960 円	5,140 円	7,920 円	9,100 円	0 円	3,960 円
冷却CCD蛍光発光撮影装置	1時間	590 円	760 円	1,180 円	1,350 円	0 円	590 円
マイクロプレートリーダー	1時間	240 円	310 円	480 円	550 円	0 円	240 円
リアルタイムPCR解析システム	半日	1,920 円	2,490 円	3,840 円	4,410 円	0 円	1,920 円
AXIMA Performance	半日	16,600 円	21,580 円	33,200 円	38,180 円	0 円	16,600 円
ケミカルプリンタ	半日	8,360 円	10,860 円	16,720 円	19,220 円	0 円	8,360 円
分析用マイクロチップ電気泳動装置	半日	1,080 円	1,400 円	2,160 円	2,480 円	0 円	1,080 円
ナノフロー液体クロマトグラフ分析装置	半日	3,880 円	5,040 円	7,760 円	8,920 円	0 円	3,880 円
パッキンカラム用ガスクロマトグラフユニット	半日	480 円	620 円	960 円	1,100 円	0 円	480 円
ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析装置	半日	4,000 円	5,200 円	8,000 円	9,200 円	0 円	4,000 円
LC/MS/MSシステム	半日	12,360 円	16,060 円	24,720 円	28,420 円	0 円	12,360 円
キャピラリー電気泳動装置	半日	2,760 円	3,580 円	5,520 円	6,340 円	0 円	2,760 円
SPR(表面プラズモン共鳴)相互作用解析装置	半日	15,560 円	20,220 円	31,120 円	35,780 円	0 円	15,560 円
微小酵素反応計測装置	半日	1,880 円	2,440 円	3,760 円	4,320 円	0 円	1,880 円
二次元HPLCアミノ酸及び異性体分析装置	半日	3,920 円	5,090 円	7,840 円	9,010 円	0 円	3,920 円
大規模タンパク質精製装置	半日	5,680 円	7,380 円	11,360 円	13,060 円	0 円	5,680 円
セルソーター	半日	12,800 円	16,640 円	25,600 円	29,440 円	0 円	12,800 円
5Lジャーファーマンター	半日	680 円	880 円	1,360 円	1,560 円	0 円	680 円
顕微レーザーラマン分析装置	半日	9,720 円	12,630 円	19,440 円	22,350 円	0 円	9,720 円
フーリエ変換赤外分光光度計	1時間	220 円	280 円	440 円	500 円	0 円	220 円
センター利用料	1日	2,000 円(1人につき)				2,000 円	

備考

- 1 「市内企業」とは京都市内に事務所又は事業所を有する企業をいう。
- 2 「市外企業」とは京都市内に事務所及び事業所を有さない企業をいう。
- 3 「中小企業者」とは以下の各号に該当するものをいう。
 - (1) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するもの。ただし、以下のアからオに該当するものは除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
 - (2) 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に該当するもの。
 - (3) その他市長が認めるもの
- 4 「大企業」とは中小企業者以外のものをいう。
- 5 「京都の研究者」とは京都府内に立地する大学、国立高等専門学校、専門学校、附属研究機関のいずれかに所属する研究者をいう。
- 6 「国の研究者」とは国立又は独立行政法人である研究機関に所属する研究者をいう。
- 7 「半日」とは午前0時から午前9時30分まで、午前9時30分から午後1時まで、午後1時から午後4時30分まで、午後4時30分から午後12時までのいずれかをいう。

注 年間予算額100万円以上の共同研究プロジェクトにおいて利用する場合は、京都及び国以外の研究者の料金を適用する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

設備等利用申請書

(宛先) 京都市長	提出日： 年 月 日
住所 団体名・代表者氏名	
1 利用設備	
2 利用目的	
3 利用期間	
4 賃借料	
京都バイオ計測プロジェクト設備等貸付規程第 5 条第 1 項により、設備等の利用を申請します。 なお、利用に当たっては、本規程を遵守するとともに、目的以外の利用は致しません。 利用者氏名 _____	

第2号様式（第6条関係）

設備等利用終了届

(宛先) 京都市長	提出日： 年 月 日
住所 団体名・代表者氏名	
以下の設備等の利用が終了しましたので届けます。 利用設備 利用者氏名 _____	

第3号様式（第7条関係）

年度設備等利用簿

設備等名称:

設置場所：

管 理 者：

[illegible]